#### 高槻市告示第 434 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第7条の3第1項第二号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第4条の11の規定により公示する。

平成 19年 8月 28日

高槻市長 奥本 務

- 1 中間検査を行う区域 高槻市の区域
- 2 中間検査を行う期間平成19年10月1日から
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
  - (1) 構造

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、その他の構造又はこれ らの構造が混合した構造の建築物のうち、棟ごとに新築するもの

(2) 用途及び規模

次の表に掲げる用途及び規模のもの

項	用途	規模
1	一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又	確認の申請部分の床面積の合計(棟別)が
	は共同住宅	50 平方メートルを超えるもの
2	1 の項に掲げる建築物以外の建築	確認の申請部分の床面積の合計(棟別)が
	物	300 平方メートルを超えるもの又は地階を
		除く階数が3以上のもの

## 4 指定する特定工程

### (1) 基礎工事に関する特定工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)の基礎の配筋工事を特定工程とする。この場合において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合はそれぞれの基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎工事を2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。

(2) 建て方工事に関する特定工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる工事を特定工程とする。この場合において、一の確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合はそれぞれの同表の右欄に掲げる工事を特定工程とし、右欄に掲げる工事を2以上の工区に区分して施工する場合は最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

項	構造	特定工程
1	木造	屋根の小屋組の工事(筋かい、接合金物が目
		視で確認できる壁下地工事、ただし枠組壁工
		法による場合については、壁を設置する工
		事)
2	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋	2階の床及びこれを支持するはり(平屋につ
	コンクリート造	いては、屋根床版) の配筋工事(配筋工事を
		現場で施工しないものについては、2階のは
		り及び床版の取付け工事)
3	鉄骨造	2階の床版の取付け工事(平屋については、
		建て方工事)
4	その他の構造	屋根の工事
5	1の項から4の項までの構造の区	該当する構造の区分に応じた特定工程のう
	分のうち2以上の構造の区分にわ	ち、最も早く施工する工事(主要構造部の一
	たる構造	部を木造とした場合については、最も遅く施
		工する工事)

### 5 指定する特定工程後の工程

#### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物(法第68条の20第1項又は第2項の規定により法第68条の11第1項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く。)の基礎のコンクリートの打設工事を特定工程後の工程とする。

# (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程

次の表の中欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

項	構造	特定工程後の工程
1	木造	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋	2階の床及びこれを支持するはり(平屋につ
	コンクリート造	いては、屋根床版) のコンクリート打設工事
		(コンクリート打設工事を現場で施工しな
		いものについては、2階の柱及び壁の取付け
		工事)

3	鉄骨造	壁の外装工事又は内装工事
4	その他の構造	壁の外装工事又は内装工事
5	1 の項から 4 の項までの構造の区	4 の (2) の表の 5 の項に掲げる工事に係る
	分のうち2以上の構造の区分にわ	構造に対応する 1 の項から 4 の項までの構
	たる構造	造の区分に応じて右欄に掲げる特定工程後
		の工程の工事

### 6 適用

- (1) この告示は、平成 19 年 10 月 1 日以後に法第 6 条第 1 項の確認の申請書を提出する建築物及び法第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提出する建築物について適用する。
- (2) 法第18条及び法第85条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。
- (3) 平成 19 年 9 月 30 日以前に法第 6 条第 1 項の確認の申請書を提出する建築物及び 法第 6 条の 2 第 1 項の国土交通大臣又は知事が指定した者の確認を受けるための書類を提 出する建築物については、平成 16 年高槻市告示第 457 号の規定による。